

2020 年 11 月 17 日

在学生の皆さま

南山大学 学生課

### 海外渡航を目的とした休学の取扱いについて

本学では、新型コロナウイルス感染症の状況および日本政府の対応を踏まえ、2020 年 3 月 27 日付学長名文書「新型コロナウイルス感染症への対応方針の更新について（3 月 27 日更新版）」において周知のとおり海外渡航は原則禁止しています。海外渡航を理由とした休学についても、2020 年 7 月 1 日付学生部長名文書「海外渡航を目的とした休学の原則禁止について」において周知のとおり、原則として認めていません。

今後、以下に示す条件を満たし、かつ、所属学部・研究科からの指導を受け、了承が得られた場合にのみ海外渡航を理由とした休学について手続きを進めることができますので、休学の願い出の手続きを開始する時点において下記 1～7 を確認の上、休学の計画を立てるようになしてください。

なお、特段の理由がある場合には、所属学部・研究科の指導教員に相談の上、学生課までご連絡ください。

### 記

1. 渡航先が、外務省の海外危険情報がレベル 1 以下であること。
2. 渡航先が、外務省の感染症危険情報がレベル 1 以下であること。
3. 海外渡航することについて、保証人も承諾していること。
4. 渡航先において、日本からの入国・滞在について制限がなく、渡航に支障がないこと。
5. 渡航先において、受入予定機関や滞在場所が確保できていること。
6. 「休学中所在連絡票（海外渡航）」を提出し、内容に変更が生じた際には、必ず学生課まで連絡すること。
7. 大学からの帰国要請があった場合には、必ず大学からの要請に応じること。

以上